

熊本市いじめ防止等対策委員会委員の委嘱について

熊本市いじめ防止等対策委員会委員を次のとおり委嘱したいので、議決を求める。

熊本市教育長 遠藤 洋路

区分	所属・役職名等	氏名	任期
学識経験者	熊本大学シニア教授 (前熊本大学教育学部教授)	吉田 道雄	2018年6月1日 ~ 2020年5月31日
臨床心理士	臨床心理士 (学校問題対応相談員)	岡崎 光洋	2018年6月1日 ~ 2020年5月31日
医師	精神科医師 (藤崎宮前クリニック)	井形 るり子	2018年6月1日 ~ 2020年5月31日
警察関係者	熊本県警察本部少年課少年補 導官兼課長補佐(県警察本部 少年サポートセンター長)	石井 朋子	2018年6月1日 ~ 2020年5月31日

(提出理由)

熊本市附属機関設置条例(平成19年条例第2号)第2条及び第3条並びに熊本市いじめ防止等対策委員会運営要綱(平成26年3月28日制定)第3条第2項の規定により、熊本市いじめ防止等対策委員会委員を委嘱するため、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則(昭和27年教委規則第6号)第1条第12号の規定に基づき教育委員会の議決を求めるものである。

これが、この議案を提出する理由である。



## 熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）

（設置）

第2条 別表に定めるところにより、執行機関及び公営企業管理者の附属機関を置く。

（委任）

第3条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し、必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関又は公営企業管理者が別に定める。

別表

### 5 教育委員会の附属機関

4	熊本市いじめ防止等対策委員会	いじめ防止対策推進法第14条第3項に基づきいじめの防止等のための実効的な対策について検討するとともに、同法第28条第1項に基づく調査を行う。
---	----------------	--

## 熊本市いじめ防止等対策委員会運営要綱（平成26年3月28日制定）

（組織）

第3条 委員会は、5人以内の委員によって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 弁護士
- (2) 学識経験者
- (3) 臨床心理士
- (4) 医師
- (5) 警察関係者

（任期）

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。

## 熊本市いじめ防止等対策委員会運営要綱

制定 平成26年 3月28日教育長決裁

改正 平成26年 5月 1日教育長決裁

改正 平成26年10月31日教育長決裁

改正 平成27年 3月25日教育長決裁

### (趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市附属機関設置条例(平成19年条例第2号)第3条の規定により設置する熊本市いじめ防止等対策委員会(以下「委員会」という。)の運営について、必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、熊本市いじめ防止基本方針(以下「市の基本方針」という。)に基づくいじめ防止等のため、次に掲げる事項について調査審議等を行う。

- (1) 教育委員会の諮問に応じ、いじめ防止等の有効な対策に関する専門的な見地からの審議を行うこと。
- (2) 教育委員会が必要があると認めた場合に、第三者機関として当事者間に関係を調整するなどして問題の解決を図ること。
- (3) いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第24条及び第28条に基づく調査を行うこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、その他教育長が委員会において行うことが必要と認めた事項に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、5人以内の委員によって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 弁護士
- (2) 学識経験者
- (3) 臨床心理士
- (4) 医師
- (5) 警察関係者

### (委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を総理するものとする。

3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けた時は、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

### (任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。

### (会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

- 3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席を求め、又は資料の提供を求めることができる。

(委員を指名した調査)

第7条 委員長は、第2条第3号の調査のうち、関係者への聞き取り等の一部の事務について必要があると認めるときは、委員を指名し、これを行わせることができる。

(報告書の作成)

第8条 委員長は、第2条第3号の調査結果について報告書を作成する必要があるときは、委員を指名し、これを行わせることができる。

- 2 委員会は、前項の規定により委員が報告書を作成したときは、速やかにその内容を委員会で協議し、委員会の報告書として教育長に報告するものとする。

(報告書作成に係る謝礼)

第9条 前条の報告書を作成した委員には、別に教育長の定めるところにより謝礼を支給することができる。

- 2 前項の謝礼の額は、4百字詰め原稿用紙1枚につき1千円とする。
- 3 前項の規定により算定した謝礼の額が処理の実態に適合しないと特に認められる場合は、謝礼の額を増額し、又は減額することができる。

(臨時部会)

第10条 委員会に、第2条第3号に規定する調査を行うための臨時部会を置くことができる。

- 2 臨時部会は、5名以内の臨時委員によって組織する。
- 3 第3条第2項の規定は、前項の臨時委員について準用する。この場合において、同条中「委員」とあるのは「臨時委員」と読み替えるものとする。
- 4 臨時委員の任期は、教育長がその都度定めるものとする。
- 5 臨時部会に部会長をおき、臨時委員の互選によりこれを定める。
- 6 第4条第2項及び第3項の規定は、前項の部会長について準用する。この場合において、これらの規定中「委員長」とあるのは「部会長」と、「委員会」とあるのは「臨時部会」と、「委員」とあるのは「臨時委員」と読み替えるものとする。
- 7 委員会は、臨時部会の調査報告をもって委員会の調査報告とすることができる。この場合において、部会長は、委員会にその内容を報告するものとする。
- 8 第6条から第9条までの規定は、臨時部会の会議等について準用する。この場合において、これらの規定中「委員会」とあるのは「臨時部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「臨時委員」と、第8条第2項中「協議し、委員会の報告書として教育長に報告する」とあるのは「協議する」と読み替えるものとする。

(事務局)

第11条 委員会の庶務は、総合支援課において行う。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月25日から施行する。